

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正について（議案第128号）

市民課

1 改正の理由

新たに印鑑登録した者に交付する印鑑登録証を手帳からプラスチックカードに変更することに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 印鑑登録証の記載事項において、印鑑登録証明書の「交付年月日」及び「交付枚数」を削る。
- (2) 前橋市への編入日前に勢多郡大胡町、宮城村、粕川村及び富士見村のそれぞれの条例の規定に基づいて交付を受けた印鑑登録証に係る経過措置を廃止する。

3 施行期日

令和7年4月1日